

持続的蚕糸業確立支援事業実施要領(以下「実施要領」という。)第4の6の特認事業(暑熱対策としての機器・施設等の整備事業)について

実施要領第4の4の(1)生産条件整備事業における補助対象は、養蚕に係る機械・施設の整備であり、1件当たりの補助金の下限額は30万円と規定している。

しかし、近年、異常高温による繭の品質低下、生産量の減少が顕在化していることを踏まえ、今まで補助対象機器としていなかった汎用機器(エアコン等空調機器)及び補助金の下限額30万円以下の機器・施設(屋根散水設備や耐熱シート等)整備についても、特認事業として実施する。

1 事業の内容

暑熱対策として有効と考えられる機器・施設等の整備について、養蚕農家等からの申請に基づいて支援するものとする。

2 採択要件

- (1) 今後とも引き続き養蚕経営に取り組む意欲と能力があること。
- (2) 繭生産計画が概ね300kg以上の者であること。
- (3) 生産した繭の過半が生糸・真綿の原料として用いられること。
- (4) 設置場所(蚕室・上蔭室等)の温湿度計測を行うとともに、そのデータを基に県協議会等の指導・助言が受けられる体制が整っていること。なお、県協議会等が存在しない地域の者にあつては、大日本蚕糸会から直接、指導・助言を受けることができる。

3 事業実施主体

養蚕農家等

4 補助率 1/2以内(設置場所(蚕室・上蔭室)が居室と共用の場合には 1/4以内)

5 事業実施計画及び補助金申請

- (1) 別添申請書を作成の上、県協議会等の代表者を經由して提出するものとする。なお、県協議会等が存在しない地域の者にあつては、直接提出することができる。
- (2) 申請書の「1事業の目的」には、次の項目についても説明すること。
 - a. 機器・施設等の種類が夏季に蚕室の温度を引き下げる効果のあることが確認されているものであること。
 - b. 機器・施設等の規模や設置場所等がその機能を十分発揮できるような条件を満たしていること。
 - c. 機器・施設等の導入に伴う効果(繭の減産抑止、品質向上等)が導入費用及びランニングコストに見合うものであること。
- (3) この事業を実施しようとする者は、事業実施計画案を大日本蚕糸会に提出し、事前協議しなければならない。